

関係各位

静岡県健康福祉部障害者政策課長

令和6年度障害者虐待防止・権利擁護研修の開催について

平素より、障害保健福祉施策の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

このことについて、障害者虐待防止法第29条から第31条により、学校、保育所等、医療機関は、関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、障害者に対する虐待に対処するための措置等を講ずるものとされております。

法に基づき、各関係機関の関係者が、障害者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、各都道府県において障害者虐待防止や早期発見等適切な支援を行うことを目的に毎年開催している障害者虐待防止・権利擁護研修の受講対象を令和4年度より拡大し、上記関係者も受講することができるようになりました。

つきましては、別添1「実施要綱」のとおり研修会を開催いたしますので、研修開催の周知と関係職員の受講に御配慮をお願いいたします。

記

1 研修日程・カリキュラム

別添1「実施要綱」のとおり

※障害者政策課のホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/1040585/1043825.html> から「令和6年度静岡県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要綱」をダウンロードし、確認することもできます。

2 申込期限

令和6年10月31日（木）午後5時

3 受講にあたっての留意事項

- (1) 各所属機関ごとに取りまとめの上、「静岡県電子申請システム」にて申込みしてください。
- (2) 学校、保育所等、放課後児童クラブ、医療機関の関係者の皆様は、別添1「実施要綱」のとおり、共通研修を選択してください。その他のコースにつきましては、受講ができません。
- (3) オンデマンド配信による受講のため、定員はありません。